

### 栃木市の産業支援メニューをご利用ください

市では、各産業分野の支援施策として、下記メニューを用意しています。詳細は、各担当課にお問い合わせください。

事業	資金調達支援	介護離職防止支援	商店街活性化支援	産業財産権取得支援	営農支援	就農支援	企業立地支援	企業立地促進事業	
概要	市制度融資 【融資メニュー】 ①中小企業設備合理化資金 ②中小企業経営安定資金 ③小規模企業者資金 ④中小企業緊急景気対策特別資金 ⑤中小企業創業資金 ※いずれも、融資実行時に発生する信用保証料を全額補助	中小企業介護相談員派遣事業 介護に関する課題を抱える中小企業等の事業主および従業員を対象に、介護相談員(社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等)を無償で中小企業に派遣	空き店舗活用促進事業 店舗改修費用、家賃および出店後の専門家への相談費用の一部を補助	産業財産権取得支援事業 特許権・実用新案権など産業財産権の取得に要した経費の一部を補助	担い手農地集積促進補助金交付事業 農地中間管理機構や栃木市農業公社を活用して農地を新たに借受けた担い手等を対象にその面積に応じ、補助金を交付	「何とかしたい農」からはじまる事業 栃木市農業公社の農業機械施設バンクを利用した農機具等の譲受けに要した経費の一部を補助	新規就農サポート事業 新たに就農する者を対象に、就農に係る経費の一部を補助	立地奨励金 立地操業後に、立地のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税および都市計画税相当額を奨励金として交付	用地取得奨励金 立地操業後に、宇都宮西中核工業団地の用地取得額の10パーセントを奨励金として交付
限度額・補助率等	① 融資限度額：2,000万円 利率：1.6～2.1% ② 融資限度額：2,000万円 利率：1.4～1.8% ③ 融資限度額：1,250万円 利率：1.4～1.6% ④ 融資限度額：1,000万円 利率：1.3～1.6% ⑤ 融資限度額：500万円 利率：1.6% (一部優遇有)	利用者負担なし	店舗改修費用、家賃および出店後の専門家への相談費用の一部 ※詳細は問合先へ	対象経費の2/3の額。ただし、特許権は50万円、実用新案権、意匠権および商標権は10万円を限度(対象経費：出願料、出願審査請求料、出願のために弁理士に支払った費用)	交付単価 ① 中間管理機構を利用した10年以上の借受7,000円/10a ② 市農業公社を利用した5年以上の借受5,000円/10a ③ 中間管理機構または市農業公社を利用した認定新規就農者への貸付5,000円/10a ④ 市農業公社を利用した農地の買受5,000円/10a	農業機械補助 対象経費の1/2の額(上限10万円。ただし、45歳以上は1/3上限5万円)。 農業施設補助 対象経費の1/2の額(上限40万円、ただし、45歳以上は1/3上限20万円)。	補助額上限30万円。 ・1会計年度につき1回とし、2回を限度	交付額：立地のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税および都市計画税相当額 限度額：交付期間(5年または2年)において、上限3億円	交付額：宇都宮西中核工業団地の用地取得額の10パーセント
補助対象	・①②③④・・・市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者および小規模企業者 ・⑤・・・市内において創業を予定している方、創業後1年未満の中小企業者または事業転換・新分野進出等を図る中小企業者 ※いずれも、市税を完納していること等の要件あり。 ※別途、金融機関等の審査あり。	市内に事務所または事業所を有する中小企業者 ※介護相談員の派遣期間は、月1回、初回派遣日から1年間を限度	市内の対象地域の空き店舗を活用し開業するもの。 ※市税を完納していること等の要件あり。 ※事業の着手前に要相談。	・市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者 ※産業財産権を取得後、6か月以内に限る。 ※市税を完納していること等の要件あり。	① 中間管理機構を利用して10年以上農地を借受けた認定農業者または認定新規就農者 ② 市農業公社を利用して5年以上農地を借受けた認定農業者または認定新規就農者 ③ 中間管理機構または市農業公社を利用して認定新規就農者に農地を貸し付けた農地所有者 ④ 市農業公社を利用して農地を買受けた認定農業者または認定新規就農者	・市内に住所を有し、農産物を生産し、または見込が確実である方 ・農業機械施設バンクを利用した農機具等を譲り受けた方	・市内に住所を有し、引き続き3年以上居住する見込みがある方 ・市内において新規就農し、年間150日以上農業に従事し、または従事する見込みがある方で、主たる収入が農業収入であるもの ・50歳未満の方 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)に該当しない方	対象：物品の製造、加工、修理、販売を行う施設、物流、情報サービス、研究開発を行う施設 対象地域：①市内の産業団地、工業団地②用途地域③それ以外の地域(①②の交付期間は5年、③の交付期間は2年) 要件：①投下固定資産額が1億円以上(物品の販売を行う施設は2億円以上)であること②栃木市に住所を有する常時雇用の従業員が5人以上(物品の販売を行う施設は10人以上)であること③用地取得から5年以内に操業を開始すること	・立地奨励金の交付要件を満たすこと ・栃木県土地開発公社から用地を取得すること
担当課	商工振興課 ☎(21) 2371			農業振興課 ☎(21) 2379・2385		農業振興課 ☎(21) 2381	産業基盤整備課 ☎(21) 2376		

**特殊詐欺対策電話機等購入費補助金のお知らせ**

高齢者を狙った特殊詐欺に撃退の効果がある「特殊詐欺対策電話機等」を購入した方に、費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

**対象** 栃木市に住民登録のある65歳以上の方または同じ世帯の方(市税に滞納がある方を除く)

**補助対象となる「特殊詐欺対策電話機等」**

次のいずれかの機能がある固定電話機や固定電話に接続して使用する機器で、購入後1年以内のもの(機器は、電気店などで販売しています)。

- ・警察等が提供する迷惑電話番号情報を用いて、振り込め詐欺に関する着信を自動で拒否する機能
- ・特殊詐欺対策として「この通話は詐欺対策で録音します。」などと自動で応答し、自動で録音する機能(自動応答録音装置機能)

**補助金額** 購入費の2分の1(100円未満切捨)以内で上限5,000円

※1世帯1台で1回限り

**申請方法** 次の書類を用意のうえ、交通防犯課または各総合支所市民生活課窓口へ。

- ・購入した機器の領収書または領収書の写し(品名、品番、購入者氏名等が記載され、販売者の領収印が押印されているもの)
- ・購入した機器の機能が確認できる書類(カタログまたは説明書の写し等)
- ・印かん
- ・銀行等の口座番号がわか

るもの(通帳等)

※申請方法や、補助対象の機器かどうかなどご不明な点は問合先へ。

**交通防犯課 ☎(21) 2151**

**国民年金のお知らせ**

忘れていませんか?  
**所得の申告**

次の方は、所得がない場合でも前年の所得を申告してください。

○国民年金保険料全額免除・納付猶予を継続申請されている方

日本年金機構が前年の所得によって全額免除・納付猶予の審査を行います。継続申請をしている方は、国民年金保険料免除申請書を提出する必要がありますが、所得の申告をしないと、審査ができずに却下となってしまう。

○20歳前障害により障害基礎年金を受給している方(年金コード6350・2650の方)

20歳前障害による障害基礎年金には所得の制限がありません。前年の所得により、年金が全部停止または一部停止になります。所得の申告をしないと、審査ができずに年金が一時差止になる場合があります。

(参考)今年度は、所得額が360万4千円を超える場合は年金額の2分の1が支給停止に、462万1千円を超える場合は全額支給停止となります(扶養人数が0人の場合)。

**問 保険医療課 ☎(21) 2134**

**軽油引取税の免税措置が延長されました**

国の法律の改正により、軽油引取税に係る免税措置が、3年間(2021年3月31日まで)延長になりました。

免税証等の取扱いは以下のとおりとなります。

**免税証**

一括交付した免税証には、有効期限が平成30年3月31日までと記載されていますが、平成30年12月31日まで使用できます。

**免税証使用者証**

一括交付した使用者証には、有効期限が平成30年3月31日までと記載されていますが、「交付の日から3年間有効」と読み替えます。

**免税軽油の引取り等に係る報告書の提出**

従来どおり、次回の免税証交付時に報告(提出)が必要で、報告書に必要事項を記載し、領収書等(コピー可)を添付して提出してください。

**未使用の免税証の返納**

従来どおり、使用していない免税証は、次回の免税証交付時に返納してください。

**次回の一括交付の日程等**

11月以降、栃木県事務所ホームページや市・JANAなどの広報などでお知らせします。

**問 栃木県事務所 ☎(23) 6882**

